



Title	なぜ大学生の飲酒死亡事故はなくなるのか：日本の大学における「静かな強要」と飲酒関連問題対策
Author(s)	眞崎, 睦子
Citation	メディア・コミュニケーション研究, 65, 47-60
Issue Date	2013-11-01
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/53595
Rights(URL)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	bulletin (article)
File Information	04_masaki.pdf



[Instructions for use](#)

なぜ大学生の飲酒死亡事故はなくなるのか

—— 日本の大学における「静かな強要」と飲酒関連問題対策 ——

眞 崎 睦 子

はじめに

2013年7月31日、ある大学生の飲酒死亡事故の報道が駆け巡った。公式発表の日からさかのぼること10日以上前になるが、北海道大学水産学部2年の男子学生が所属サークル及び他の学生団体の合同コンパ(懇親会)で7月19日夜から翌日未明にかけて飲酒をした後、急性アルコール中毒で命を失ったというものである(死亡推定時刻は20日早朝)¹。様々なメディアが、飲酒事故の現場の状況等と共に大学による会見の内容を報じた。他の多くの飲酒事故の報道と同じように「尚、飲酒の強要はなかった」というお決まりの表現で締めくくられた。一ヶ月、いや、一週間も経たないうちにメディアからこの報道は姿を消したが、一人の未来ある大学生の命が失われたことについて、現時点でも各方面の対応は続いていると思われる。筆者は、この一件の詳細については公表・報道されている以外の情報を知り得る立場にはないが、この飲酒死亡事故を機に、改めて日本の大学生の飲酒死亡事故及び大学における飲酒関連問題対策(飲酒関連リスクマネジメント)についての一考察をここに研究ノートとして記す。数ある提言の一つとしても読まれることを期待したい。その提言とは、各大学に(1)飲酒関連問題対策委員会を設けること(これらによって何が可能になるかは後述する)、(2)(飲酒がリスクを伴う行為であることを具体的に示し得る)過去の飲酒事故の事例などを可能な限り公開及び開示し続けること、(3)近隣地域の社会資源を活用すること、の3点である。あわせて、北米の大学における飲酒関連問題対策のための実践例を紹介し、分析を加える。

1. 大学生を取り巻く飲酒環境 —— 講義「社会問題としての飲酒」を通してみえてくるもの

筆者は、2002年から大学生を対象に無記名アンケート「飲酒に関する大学生の意識調査」を

1 この事故については、2013年7月31日付けで北海道大学ホームページ上で周知されている他、学内にも事故について報告し飲酒事故に注意喚起をする掲示がみられる。

行っている。北海道大学（以下、北大）では2005年度以来、主題別科目「社会の認識」のもと、講義題目を「社会問題としての飲酒」として授業を担当しているが、講義室を一つの小さな社会に見立てて、同じ大学に通う大学生の間でも飲酒をめぐる経験や認識が多様であることを受講者と共有し、受講者が関心を示す飲酒関連問題について議論を重ねてきた。この授業においても初回に実施した同アンケートの結果を開講年度毎の受講者の教材として利用してきた。多くても100名程度の大学生を対象にした小規模な調査であることから、これにより日本の大学生の全体的な傾向を把握できるとは言い難いが、大学生を取りまく飲酒環境を知る上で、一つの参考として各方面に活用していただくことはできると考える。これまでの受講者は、ほぼ半数が未成年、残り半数が成人であったが、2013年度は7割を超えるものが未成年であった。本稿では大学生の飲酒事故周辺の情報として過去10年のアンケートの結果を概観するに留める²。

これまで毎年確認してきたように、「未成年」の学生であっても多くが大学生活の開始前後にあたりまえのように飲酒を経験しており、飲酒による負の影響を受けたことがあるものも少なくない。例えば、頭痛や嘔吐のような症状に代表される、いわゆる二日酔いを経験し、授業に遅刻、あるいは欠席という学生生活への負の影響を経験しているというものである。また、酒類が「薬物である」と認識しているものは全体の約半数に過ぎず、中・長期的な飲酒の結果生じるアルコール依存症についての知識がほとんどない。この授業に毎年ご協力いただいている「断酒会」会員の体験談を聴かせていただき、その内容で初めて飲酒により生じる諸問題についての認識が変わり始める、といった様子である。断酒会とはアルコール依存症者とその家族による自助組織である。断酒会については、同調査を始めて以来、「(その名称を)聞いたことがある」と答えるものが1割を超えたことがない。2002年以来、9割以上の大学生が「断酒会について聞いたことがない」と回答するのである。この数字を欧米で開催の学会等で紹介するたびに驚きの声があがる。「(例えば、北米では)小学生でも知っているのに」と。

この調査結果が、最初にメディア（新聞など）に取り上げられたのは今からちょうど10年前である。「飲酒、半数が『強要された』』というタイトルが付され、『強要された』と答えたほとんどの学生が断っていないことに驚いた」という筆者のコメントが紹介された。この記事はどのような経緯であったのか、中国の『人民日報』の日本語サイトにも再録され、周囲からは「なぜ日本の大学生の不名誉をわざわざ外国の新聞に」という声が漏れた。当時は、筆者が導き出した「日本における自助組織に対する認知度の低さ」を示す数字が記事に一語も現れなかったことに多少の失望を感じ、首をかき上げていたものだが、この二つ、大学生の飲酒の実態と断酒会のような自助組織の存在については、ある連関がある。一時的（短期的）な飲酒と中・長期的な飲酒が生み出す問題であるという違いはあるが、決して無関係ではない。十代の一時の

2 詳細については拙稿、「北大生101人と飲酒」（『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第103号）等で述べてきた。

機会飲酒（酒が提供される集まりなどの機会を中心に飲酒をすること）が繰り返されることで、飲酒という行為が習慣になり（習慣飲酒）、問題飲酒の入り口になる場合がある、それが断酒会という自助組織を構成する人々が抱える問題、すなわち、アルコール依存症へとつながっていく可能性がある。このように大学生の多くがその「可能性」にすら想像をめぐらす機会がないまま、飲酒という行為を繰り返しているのである。

さて、一時的（短期的）な飲酒による問題、中・長期的な飲酒が生み出す問題はどのような結果を招き得るのか、そのいくつかの例をここで確認してみよう。

2. 過去の飲酒死亡事故の例

飲酒死亡事故については、「はじめに」であげた北大の例だけではなく、小樽商科大学（2012年）、東京大学（2012年）、筑波大学（2013年）³などの例が、各大学の対応内容とともに、社会全体の記憶に新しい（と考えたい）。ここでは過去に大学生の飲酒死亡事故への憂慮のもとに作成された資料の一部を紹介したい。

次頁の（資料1）「北海道大学における過去の飲酒死亡事故」に示したように北大では1984年（昭和59年）から1995年（平成7年）にかけて、7名の学生が飲酒事故により命を失っている⁴。この間、全国の「飲酒事故による」とされている死亡者数は93名であり、北海道大学の学生がこのうちの7.5%を占めていることになる⁵。ところが、「社会問題としての飲酒」の講義室でこの数字を示すと受講者は一様に驚く。学内には飲酒事故を未然に防ぐためのポスター等が掲示されているが、過去に同じキャンパスで学んでいた学生の事故についての情報はないのである。あるいは学生から遠く離れているのである。このような情報こそ飲酒がリスクをとまなう行為であることを示すに有効である。そして8番目の飲酒死亡事故が新たに加わった（資料2）。

次に示す過去の事例のような資料も今後可能な範囲で示していくべきではないだろうか。

3. 中・長期的な飲酒による負の影響 —— ある北大卒業生の手記

ここに中・長期的な飲酒による負の影響を示す一つの事例を紹介しよう⁶。

大学に合格し、〇〇(地名)から札幌に来て学生寮に入るようになった。北大恵迪寮はバ

3 このケースについては飲酒後の死亡ではあるが、死因は「持病による」と発表された。

4 北海道大学保健管理センター『なぜ死に急ぐ北大生 —— 息子は死ぬために北大に行ったのか』(1997年12月)。

5 北海道大学保健管理センター所長(当時) 武蔵学「お酒をめぐる冒険 —— 安全な「飲酒文化」の構築へ向けて ——」『ほけかんだより』第52号(2005年5月23日)。

6 『もいわ』(札幌連合断酒会機関紙)第471号、2008年8月25日。

(資料1) 北海道大学における過去の飲酒死亡事故

	事故発生日	所属(学年)	性別	事故の概要
1	1984年5月12日	教養部(1)	男	スケート部新入生歓迎コンパ、新入生4名が救急車で病院に運ばれ治療を受けたが、1名が吐瀉物をのどにつまらせ意識不明の重体となり、8ヶ月後に死亡。
2	1984年9月18日	歯学部(3)	男	飲酒後、アパートの自室(2階)の窓に腰をかけているうちに誤って約3メートル下の歩道に転落し、頭蓋骨骨折、死亡。
3	1986年1月15日	教養部(2)	男	男子寮コンパで、酔いつぶれ自室に戻り、寝たが、午後になっても起きて来ないため様子を見にいったところ、すでに死亡していた。
4	1986年11月1日	獣医学部(4)	女	大学院の合格コンパ後、自宅に帰宅して就寝。朝6時に母親が起こしに行ったところ、意識不明の状態であった。その2時間後に死亡。
5	1987年8月9日	水産学部(4)	男	北農寮生2名が居酒屋で飲酒した後、五稜郭堀で水泳をし、1名が水死。
6	1994年4月21日	教養部(1)	男	廣田剣道場で行われた剣道部の新入生歓迎コンパで、イッキ飲みなどで泥酔状態になり、急性肝機能不全を起こし、吐瀉物をのどにつまらせ窒息死。
7	1995年9月29日	教養部(2)	男	恵迪寮で行われた水産学部移行生への追い出しコンパで、日本酒を一升(1.8L)ほど飲み、急性アルコール中毒で死亡

『なぜ死に急ぐ北大生——息子は死ぬために北大に行ったのか』(北海道大学保健管理センター、1997年12月)に掲載の資料(飲酒が原因〔と思われる〕の死亡事故)に1～7までの件数を表す数字を付すなどして改めて紹介するものである。原資料には(学務部学生課調)の文字がある。

(資料2) 北海道大学における過去の飲酒死亡事故(2013)

	事故発生日	所属・学年	性別	事故の概要
8	2013年7月20日	水産学部(2)	男	2次会で深酔い状態となり、会場で休んだ後、同席者2名に付き添われて学生会館の自室に戻るも(午前2時半)、同日夜、友人らによって死亡が確認された。

(資料1)の体裁に合わせて2013年7月の飲酒死亡事故を現時点での情報をもとに作成

ンカラな自治寮であるため、入寮選考の儀式には新入生は一人ひとり部屋に呼ばれ、自己紹介を行う。その時に、井半分に焼酎が注がれ、それを飲み干す。そうして酒と出会った。

寮の行事には酒がつきものであった。酒は飲むものではなく、飲まされるものであった。しかも甘ったるい日本酒かエタノール臭の焼酎(サッポロソフト、通称SS、後年の私にはブランド焼酎となったのだが)であり、美味いと思ったことは一度もなかった。寮の教えは「酒の一滴は血の一滴」である。飲むときにこぼすこと、飲み残すことは許されなかった。酒癖は悪くなかった。後輩を飲み連れ出すこと、自ら酒を買うこともなかった。しかし、大学院に進学し、一人暮らしを始めてから酒を買うようになり、研究室の後輩と楽

しく飲む日々が始まった。ほとんどは楽しく飲んで終わりなのだが、人にかんだり悪い酔いすることもあり、その時はいつも酒の席に今の妻がいた。因みに妻は一滴も飲まない。そうして二十代半ばは若気の至りのからみ酒を数回した。

会社の飲み会では、寮出身であること、強い酒も割らないことから（一人暮らし時代、氷がなかったので、なんでもストレートで飲むしかなかったためである）、「〇〇さんは強い」ということになった。〔中略〕ところが家では、子供が大きくなるにつれ仕事と家庭のストレスなのか、飲んででは理不尽に叱り、怒鳴り、イライラし、物にあたり、時には手を出し取っ組み合いをし、一端の酒外者と化していた…らしい。というのも、一部、本人には自覚がなかった。

アルコール依存症の病名で、この三年間で大きくは三回、細かくは五回の入院をした。どうにもできない仕事や婚姻関係、人生の理不尽さと不条理が、私をどんどん酒に溺れさせていった。逃げである。連続飲酒になると人生を諦め、生きていくことの価値を見失った。連続飲酒の父親を目の当たりにする子供たちを思うと、むしろ居ないほうが良いと思った。こうして家族をどんどん傷つけていった。最後の入院（強制）は2008年元旦午前五時ごろである。

これは、NPO 法人札幌連合断酒会の機関紙『もいわ』（月間）に掲載されたアルコール依存の問題を抱える方の手記の一つである。この手記には、「社会問題としての飲酒」の受講者たちに身近な大学名、寮の名称が使用されていることから、すでに一般に公表されているものではあるが、改めてご本人の了承を得た上で教育・研究の資料として活用させていただいているものである。使用にあたっては、執筆者ご本人のお名前、所属断酒会名、ご出身の地域名等はふせさせていただいている。現在、このような酒を用いる入寮の儀式は、当然のことながら、ない。

この手記を記した北大の卒業生のような方こそ、飲酒死亡事故の犠牲者とはならなかったが、やはり大学時代、あるいはそれ以前に具体的な薬物教育を享受することがなかった被害者の一人であるとはいえないだろうか。泥酔状態で暴行を受けるものなど、死に至らなくとも大学における飲酒事故の被害者は少なくない。また、飲酒による負の影響について十分に知らされないまま、飲酒を習慣にしたことによってアルコール依存の問題を抱える人々も数多く存在する。「社会問題としての飲酒」の受講者に関していえば、その多くが「アル中」という蔑称は知っていても、「アルコール依存症は完治することがない」病であることを講義中に初めて知る。そして、その周囲の、アルコール依存の問題を抱える人らに翻弄される家族や友人、職場の同僚らの存在に初めて思いをめぐらせるのである。アダルトチルドレンのような語の正しい意味を同講義を通して初めて知るものも少なくない⁷。

7 アルコール依存症者がいる家庭で育った子どもは成人してもある種の「生きづらさ」を抱えている。このよ

4. 飲酒の強要とは何か——アルコールハラスメントと「静かな強要」

この講義を開講して5年目、拙稿「若者と薬物 飲酒に甘い社会が入り口に」が朝日新聞に掲載された(2009年5月1日『朝日新聞』〈私の視点〉)。アルコールは、依存性の高い覚せい剤などの薬物乱用者の多くが最初に使用する薬物であると指摘されており、ゲートウェードラッグ(入門薬物)と呼ばれているとし、飲酒に甘い社会こそが薬物乱用社会の入り口になっていると説いたものである。読者からの「重たい」反応があった。もっと若いうちからこのようなことをわかりやすく教えてほしかった、とおっしゃる方々からのご連絡に加えて、拙稿の中の一文、「『強要』とは、文字通り飲酒を無理強いされるということに加え、『一度断っても再度すすめられる』『同席者の多くが先輩のすすめで飲酒をしている』『イッキ飲みなどのコール(音頭取り、手拍子)が起こる』状況であり、最近はやりの表現を使えば、『空気』を読むことが期待されることを意味するらしい」に対する反応であった。飲酒事故でお子さんをなくされたご遺族からの連絡であった。お子さんを死に追いやったのは何かと問い続けられるご心情に対して、その場を共にし、その「空気」を共有していたものたちは何ができるだろうか。このように、飲酒死亡事故の背景には、必ず、ご遺族の悲しみがある。ご遺族が、その後も長きにわたって、とても文字にすることができないような複雑な感情を抱いていらっしゃることも大学だけではなく社会全体で積極的に受けとめていくべきである。

今年度の「社会問題としての飲酒」のクラスで行った最終アンケート(無記名)の結果からも上に述べた「空気」の正体の一片がみえてくる。その一部を紹介しよう。まず、「サークルやクラス、学部などの飲み会」への参加について、5人に1人が「苦痛に感じることもある」と答えた。理由として、「強要とは言わないまでも飲むノリがあるから」「集まるのは楽しいけど、酔っぱらった人を見るのが不快だから」「酒に酔った人が苦手」などがあがった。「お金がかかる」という声もあった。また、「大学生の飲酒事故について問題だと思われるのは」、という文言に続けて受講者らが選んだのは次頁の(資料3)に示した選択肢である。

毎年のことではあるが、「アルコールハラスメント」について議論する際⁸、「強要とは何か」をめぐる受講者の意見が分かれる。「大学生にもなって自らの意思表示もせず、行きたくもない酒席に参加し、飲みたくもない酒を飲んで『強要された』と感じるほうに問題がある」といった意見から、コールのような掛け声がかかることはもちろんのこと、飲む順番があることに加

うな人をアダルトチルドレンと呼ぶが、現在ではアルコール依存症者の家庭だけではなく様々な機能不全家庭で育った人々に用いられるようになった。

8 例えば、イッキ飲み防止連絡協議会(<http://www.ask.or.jp/ikkialhara.html>)では、アルコール・ハラスメントの定義として、次の5項目をあげている。(1) 飲酒の強要、(2) イッキ飲ませ、(3) 意図的な酔いつぶし、(4) 飲めない人への配慮を欠くこと、(5) 酔ったうえでの迷惑行為。筆者担当の授業では、各受講者がこれを参考に個々の視点でアルコール・ハラスメントについて再定義をするなどしている。

(資料3) 大学生の飲酒事故について問題だと思われるのは…

大学生の飲酒事故について問題だと思われるのは… (複数選択可)

- 飲めないこと・飲まないことは、『ノリが悪い』などのような風潮があること (74.6%)
- 飲酒を強要するような雰囲気があること (66.1%)
- 被害者の自己管理責任 (酒量のコントロールをしない、はっきり断らないなど) (50.8%)
- 酒が懇親の (仲良くなるための) 道具だと思われていること (20.3%)
- 居酒屋など、飲酒の席 (場) が交流の場となっていること (6.7%)
- その他 (1.7%)

「社会問題としての飲酒」2013年度1学期の最終アンケートより (回答者59名、2013年7月2日実施)

えて (自己紹介の順に酒を飲んでいくというもの。その際、ソフトドリンクを選ぶこともできるが、その選択をむずかしいと感じるものもある)、「サークルの飲み会が『飲み放題の居酒屋』であることが私にとっての飲酒の強要」「メニューの中の酒類のページを示されることが強要」というものまで。ここで重要なのは、「強要」に対する思いが一律ではないことを認識することである。そして、「誰の、どの認識が正しいか」ではなく、「多様な認識があるという事実を尊重できるかどうか」である。例えば、「飲み放題」とは、一定の金額を支払えば楽しいコミュニケーションの道具が際限なく提供されるシステムであると同時に、一部の人々にとっては「飲ませ放題」「飲まされ放題」とも思える恐怖のシステムにもなり得るのだ。

「あからさまな強要」をするものはまったくいないとは言えないものの、そう多くはないと眺めている。では何が大学生に事故にいたるほどの酒を飲ませているのか。筆者は「タテの人間関係とヨコのピアプレッシャー (対等・同等の集団の圧力) にはさまれ、他の選択肢が失われる状況」が背景にあると説明してきたが、その状況とは、具体的に何なのか。その他大勢の飲酒か、アルコールのみが注がれている容器やグラスが並んでいる光景か、「飲みたくない人もいる」という想像力の欠如か、「みんなが私のように飲みたいはずだ」「仲間だから飲むのは当然」という思い込みか。そして飲む側はなぜ飲むのか。「先輩の酒は断れない」「この一杯を飲みさえすれば周囲は満足」「この飲み会のルールだから」「伝統だから」「仲間に入れてもらう儀式だから」「誰もが通る道だから」「酒に慣れるため」…筆者はこのような「飲み場」に漂う「雰囲気」「空気」「ノリ」のようなものに押し流されること、そして押し流されるだけかの選択を傍観することを「静かな強要」と呼ぶ⁹。この「静かな強要」は、大学の外側の社会にも充満していることは言うまでもない。「入社を希望している企業の担当者からの酒席への誘いを断りきれぬ大学生などいない、ましてその酒席で注がれた酒に口をつけないことなどあり得ない」とは、大学から外の社会に出ようとしている就職活動中の学生の声である。

9 「静かな強要」については拙編『お酒を手にした未成年のあなたへ——断酒会会員と家族からの手紙』(2013年)で詳述した。

「静かな強要」は大学生を取り巻く教職員の間にもないとはいえない。酒席への参加を好まないもの、飲酒者との同席を好まないものが「協調性がない」とされるようなことはないだろうか。「飲まなくていいから、(酒席に)参加して打ち解けて」「ノンアルコール飲料を注文すればよい」というのは親切心からくる言葉かもしれないが、そこに他者の選択肢を尊重する意識があるだろうか。会合によっては酒類の提供が必要かどうかという再検討がなされるべきではないか。WHO(世界保健機関)は、その「アルコールの有害使用低減に関する世界戦略」(略称:アルコール世界戦略)の(4)指導方針において次のように明言している。

(g)子供、十代の若者、酒を飲まないことを選択した成人は、飲まないという行動が支持され、かつ、飲酒を強いられることから守られる権利を有する¹⁰。

このように子ども、十代の若者に加えて「酒を飲まないことを選択した成人」が並んでおり、「飲まないという行動」が「支持」され、と続いている。大学のみならず、日本社会において、「酒を飲まない」「酒席に参加しない」という選択は「許される」ことがあったとしても「支持される」環境がどれほどあるだろうか。このような風潮もまた、多くを望まない飲酒の場に押し流すものであると分析する。

5. アメリカの大学による飲酒関連問題対策

さて、このような問題は、上下関係や長幼の序を重んじる東アジア特有のもの、と分析する向きもあるが、それは事実ではない、と筆者は眺める。アメリカで大学生による飲酒事故といえば、多くがhazing(以下、ヘイジング)という表現を思い起こすであろう。ヘイジングはそれ自体が「飲酒の強要」をさすものではない。辞書などで調べると「新入りいじめ」のような日本語に出くわすだろう。しかし、実際に様々な場での「新入りいじめ」の道具として使用されるのが酒である。特定のサークルや社交クラブ¹¹の一員になるための通過儀礼としてゲーム感覚の飲酒が課されるのである。これは、日本の大学生の飲酒事故に見られるような「伝統としての飲み」に重なる。ヘイジング目的でなくとも、やはりアルコールは年齢確認の厳しい北米でも入手が比較的容易であり、様々なパーティで用いられる。ここに興味深い記事を紹介しよう。2008年8月に報道された「『飲酒年齢 21歳から18歳に下げよ』全米100大学長署名」で

10 <http://www.j-arukanren.com/data.html> (日本アルコール関連問題学会) 資料集のサイトより (WHO による「アルコールの有害使用低減に関する世界戦略」)。

11 様々な種類の社交クラブ、団体があるが、一般にヘイジング問題で知られているのはフラタニティ、ソロリティと呼ばれる友愛クラブである。すべての友愛クラブが飲酒関連問題を抱えているわけではない。

ある¹²。署名に参加した学長らはアメリカの大学では「浴びるように酒を飲む行為」が日常化していると指摘し、有名無実となっている飲酒年齢制限を引き下げ、むしろ若いうちからきちんと飲酒に関する教育を行う方が望ましいと主張している、というものである¹³。アメリカの大学における21歳に満たないものの飲酒防止に関して万策つくたという悲鳴ともとれる内容である。では、アメリカの大学では、どのような飲酒防止策がとられているのだろうか。

まず、日本の大学との違いは、多くの大学に飲酒関連問題に対応する委員会が設けられていることだろう。学術的な競争力を競う種々の大学ランキングに登場するような大学には必ずと言っていいほど、このような委員会が教職員と学生により組織されている。そして大学独自のアルコールポリシーを掲げて、その内容についての議論が続けられている。筆者が2009年に訪問したプリンストン大学のアルコール関連問題委員会 (Alcohol Coalition Committee) 関係者との会話の一部を紹介したい¹⁴。

筆者「日本では大麻や覚せい剤の薬物教育はパンフレットの配布をするなど充実しつつあるが、なぜ、他の薬物ではなくアルコール関連問題の委員会が組織されているのか」

関係者「プリンストンは、多くの意味でいわゆる『いい大学』である。そのような大学ではアルコール以外の薬物問題はほとんどない。しかし、アルコールは大学生にとって身近なもので、ヘイジングはないと思いたいが、問題ある飲酒はないとはいえない。そこで絶えず身近なアルコールの問題を議論し続ける必要がある」

ここに筆者が期待した通りの単純明快な回答が返ってきた。筆者の問いにあるパンフレット、例えば、今も全国の大学等におかれている『薬物のない学生生活のために—薬物の危険は意外なほど身近に迫っています』（文部科学省・厚生労働省・警察庁）で触れられている薬物は「大麻、違法ドラッグ(脱法ドラッグ)、幻覚性きのこ、MDMA、コカイン、ヘロイン、覚せい剤」であり、酒ではない。もちろん、こういった薬物教育が不要だということではない、むしろ重要である。しかし、多くの大学生にとって、死に至る事故につながる最も身近な薬物は、このような薬物か、それとも「入門薬物」といわれる酒のどちらなのか、言うまでもない。

さて、他の例も一つ紹介しよう。上に紹介したプリンストン大学はじめ多くの大学が、独自のアルコールポリシー（飲酒関連問題についての方針やルール）をウェブサイトに掲げている

12 「『飲酒年齢 21歳から18歳に下げよ』全米100大学長署名」

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20080820-00000096-san-int> (2008年8月22日アクセス)

13 1984年のアメリカの連邦規定(法)では21歳未満の飲酒及び酒類購入は認められていない。

14 この訪問は2009年度アサヒビール株式会社未成年飲酒予防基金による助成を受けて実現した。〔大学における入門薬物教育——「社会問題としての飲酒」〕

が、コーネル大学の当該サイトでは、1980年春学期の近隣の大学の飲酒死亡事故を紹介している¹⁵。日本の大学のウェブサイトで、近隣とはいえ、他大学の30年以上前の飲酒死亡事故、つまり不祥事について掲載するようなことがあるだろうか(あったら教えてください)。例えば、北大のサイトで飲酒に関する注意喚起のために同じ国公立大学とはいえ小樽商科大学(2012年)や北海道教育大学札幌校(2006年)の飲酒死亡事故を紹介するというのは考えられない。しかし、これを日本全体で変えていくべきではないか、と筆者は考える。もはや、いや、はるか昔から、大学生の飲酒死亡事故は、一大学の不祥事としては片付けられないからである。日本の大学全体で積極的に他大の飲酒関連問題の具体的な情報を共有していくべきではないか¹⁶。

6. これからの飲酒問題対策への提言

「はじめに」に書いたように、アメリカの多くの大学の例にならって、(1) 飲酒関連問題対策委員会を設けること (2) 過去の飲酒事故の事例などを可能な限り公開及び開示し続けることを提言する。例えば、北大でも2009年に学生に対してわかりやすい情報を提供した実績がある。2010年の学務部学生支援課による在學生にあてた「通知」がわかりやすいイラストとともにポスターとして作成され掲示された(資料4)。その内容は2009年度に40人の学生が急性アルコール中毒で北大病院に搬送されたというもので、月別、学部別に数字が出されている。2010年度以降このポスターを教材として「社会問題としての飲酒」の受講者に示しているが、大きなインパクトを与えていることは言うまでもない。このように、単に「飲酒は危険」と呼びかけるよりも、身近な具体例をデータと共に示すことで、大学生にとっては自身にも起こり得る問題として受けとめることが容易になる。そして「3. 中・長期的な飲酒による負の影響——ある北大卒業生の手記」で示したように、(3) 近隣地域の社会資源を活用すること、具体的には地域の断酒会に蓄積された情報の活用を提言したい。断酒会は、単にアルコール依存症者とその家族の集まりというだけではなく、酒害啓発のための社会貢献団体の顔を有する。十年、二十年といった長期の断酒を実現し、地域社会で民生委員等の役割を果たしている方や、その断酒経験ゆえに企業や組織で信頼を取り戻した方は少なくない。この他、多様な人材が問題飲酒の経験のうえにたった社会貢献活動の場を求めているのである。

このように大学生に自律を求めるには、自律の基盤となる情報を与え、その自律の生成環境を整えることが肝要である。

15 “Hazing.cornell.edu a revealing look at hidden rites” (<http://www.hazing.cornell.edu/cms/hazing/issues/alcohol.cfm>) (2013年8月30日アクセス)

16 「イッキ飲み防止連絡協議会」のサイトには日本の大学における飲酒死亡事故関連情報の蓄積がある。(<http://www.ask.or.jp/ikkialhara.html>) すべての大学関係者にご参照いただきたい。

在 学 生 各 位 平成 22 年 8 月 2 日

北海道大学 総長 佐伯 浩
北海道大学理事・副学長 藤田 隆
北海道大学病院長 福田 隆

急性アルコール中毒により 本学病院に救急搬送された 学生の個人情報(受診情報)の 取扱いについて(通知)



本学では、学生の飲酒について過去の教訓より、様々な機会を通じて注意喚起を行っているところです。しかしながら、昨年度一年間において、急性アルコール中毒症状で本学病院に救急搬送された事故が下表のとおり 40 件に及んだとともに、その中には少なからず未成年者が含まれています。

本学病院としては、このような学生を受け入れる際には救急医療業務に支障をきたし、緊急を要する他の患者を受け入れることが懸念されるような事態が、度々発生しています。

本学は、教育機関として学生の生命・身体を守るために、適切な指導を行う必要があること、未成年者の飲酒や禁煙して他人に迷惑をかけることは、法に違反する行為であるのみならず、本学の評判をおとしめるものであること、及び医療機関である本学病院の機能が損なわれぬような措置を講じる義務があることから、学生の規律指導をする必要があります。

そこで、本年 10 月 1 日から、急性アルコール中毒症状により本学病院に救急搬送された学生の個人情報(受診情報(別紙))を、診療以外の上述の目的で、学内において利用することといたします。

なお、本通知は「救急搬送」をしないよう求めているものではありません。万一、過度の飲酒等により緊急事態が起きた場合は、躊躇せずに救急搬送を依頼するとともに、本人又は救急搬送の同行者は、学務部学生支援課等の事務窓口または学長、副学長、専攻主任、ゼミ・研究室の指導教員、あるいはクラス担任・副担任、学生サークル団体の顧問教員等に速やかに報告してください。

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	学年合計
工学部	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	16人
理学部・理学院													6人
工学部・工学研究科													5人
農学部													2人
文学部													3人
法学部													2人
経済学部													1人
薬学部													1人
大学院													2人
計 算 合 計	0人	5人	4人	6人	3人	0人	5人	3人	6人	0人	6人	2人	40人

●担当/学務部学生支援課学生生活・相談担当 TEL 011-706-7460 (内線 7460) E-mail gakusei@acadomc.hokudai.ac.jp

(資料 4)

おわりに

さて、冒頭の飲酒死亡事故の話に戻ろう。北大では、この事故を受けて、2013年 8 月 7 日に在 学 生 を 対 象 と し た 緊 急 の 「 飲 酒 事 故 防 止 に 関 す る 指 導 会 」 が 開 催 さ れ た 。 会 を 始 め る に あ た っ て 新 田 孝 彦 副 学 長 が ハ イ ン リ ッ ヒ の 法 則 に つ い て 触 れ た 。 ヒ ヤ リ ハ ッ ト 報 告 の 名 称 が 本 来 の 労 働 災 害 の 現 場 だ け で は な く 、 医 療 を 中 心 に 多 く の フ ィ ー ル ド で 用 い ら れ る よ う に な っ て 久 し い が 、 ハ イ ン リ ッ ヒ の 法 則 は 、 こ の ヒ ヤ リ ハ ッ ト 体 験 が 貴 重 な 情 報 で あ る と い う こ と を 思 い 起 こ さ せ る も の で あ る 。 つ ま り 、 「 1 件 の 重 大 な 事 故 の 陰 に は 、 29 件 の よ り 軽 度 の 事 故 が あ り 、 さ ら

にその背景には、300件の事故につながる状況がある」というものである。数字が重要なのではなく、1件の取り返しがつかない結果は、突然生じるものではなく、多くの場合は、予兆として受けとめ得る機会が多くあるのだと筆者は解し、このような問題にあたって新田副学長がこの理論を援用することに大いに賛成する¹⁷。北大の過去の飲酒死亡事故の被害者の例や、2009年に北大病院に搬送された40人はまさにこの2013年7月の飲酒死亡事故前の貴重なヒヤリハットの情報ではなかったか。いや、急性アルコール中毒で搬送されるということはそれ自体が「軽度の事故」ではなく、「1件の重大な事故」である。ヒヤリハットして考えられるのは学生の飲酒事故だけではない。教職員を含む日本の大学全体の飲酒関連問題についても改めて考えるべきだろう。本稿でもあげた「静かな強要」についても関係者の一考を期待したい。2013年7月には関西の私立大学の副学長が酒気帯び運転容疑で現行犯逮捕されている。山形大学では2012年度に逮捕者が相次ぎ、その中には飲酒ゆえの問題（住居侵入や道交法違反）を起こしたものもいる¹⁸。東京大学の教授が酒に酔って学生を平手打ちにしたのも昨年のものである。このような事例を他大学の不祥事とせず、日本の大学における飲酒関連問題という共通の認識のもとに、不祥事から学ぶ姿勢、日頃から飲酒関連問題防止への取り組みを続けることも重要である。それがあって初めて学生への飲酒指導に説得力が生まれる。筆者の調査でも毎年8～9割の回答者が「学校（含、小・中・高）で飲酒についての教育を行うべきである」と答える背景には、従来の薬物教育（含、アルコール）の貧しさがあるといっている。

リスクマネジメントの観点からいえば、不祥事が表に出るのは大学として信用を失うリスクであるかのように誤解をしている向きもあるようだ。不祥事を隠ぺいし、より軽微な問題として処理することは、次のさらに大きなリスクを自ら招く行為に等しい。問題を積極的に「問題である」と認め、その問題に対してどのように積極的に向き合い対処するか、それを組織の外の社会と共有していくことが真のリスクマネジメントではないか。「飲酒の強要はなかった」という大学による会見からは何も生まれない。自らを優れた教育・研究機関というのであれば、何を根拠に「飲酒の強要はなかった」としたか、そして、「では、何があったのか」を明らかにし、検証を続けていくべきである。あたりまえのことであるが、今一度、このあたりまえのことを「次の飲酒事故」のニュースが聞こえる前に社会全体で共有したい。

本稿は科学研究費補助金（基盤研究(c)・課題番号24530595）の助成による研究成果の一部である。

-
- 17 2013年2月6日、北大ではハラスメント講演会が開催された（講師 東京ゆまにて法律事務所 井口博弁護士、北大大学院工学研究院教授 近久武美教授）。この講演会冒頭でも新田副学長はハイネリッヒの法則に言及し、事例重視の姿勢を示した。実現に期待したい。
- 18 山形大学ではこれらの不祥事について「欠席三日で学生に電話確認」などの積極的な取り組みを始めた（「山形大が不祥事対策、欠席3日で電話確認 学生の悩み早期に把握」http://yamagata-np.jp/news/201310/16/kj_2013101600331.php）。この取り組みについては賛否両論があるが、問題を放置するのではなく、改善の可能性のあるあらゆる取り組みを試行する姿勢は評価されるべきである。

主要参考文献

- 芳賀繁 (2012) 『事故がなくなる理由』、PHP 発行所 (PHP 新書)。
- 真崎睦子編 (2013) 『お酒を手にした未成年のあなたへ —— 断酒会会員と家族からの手紙』、中西出版。
- 真崎睦子 (2010) 「日本の大学におけるアルコール飲料の取り扱いと適正飲酒教育 —— 酒販売及び提供に関する生協の役割を探る」。『第6回生協総研賞研究奨励助成事業研究論文集』、pp. 1-13。
- 真崎睦子 (2009) 「若者と薬物：飲酒に甘い社会が入り口に」、『朝日新聞』2009年5月1日朝刊「私の視点」。
- 真崎睦子 (2007) 「北大生101人と飲酒」、『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第103号、pp. 112-126。
- 真崎睦子 (2007) 「日本の大学生と飲酒に関する一考察 —— 『飲酒に関する大学生の意識調査 (2003年)』より」、『*The Northern Review*』、第35号、pp. 55-64。
- 宮里勝政 (1999) 『薬物依存』岩波書店。

(2013年8月23日受理)

《SUMMARY》

How Should Japanese College Drinking be Managed? :
“Quiet hazing” and risk management in Japanese colleges

Mutsuko MASAKI

Drinking is a part of Japanese college life, with many young people in Japan starting to drink in their late teens, despite the fact that they are not legally permitted to purchase alcohol until age twenty. The author began surveying Japanese college students about alcohol consumption in 2002. More than ten years have passed since the first survey was administered, but the results have continuously shown a lack of practical information about alcohol's risk as a gateway drug. For example, more than ninety percent of students are not aware of *Danshukai*, a self-help group for alcoholics in Japan. Over the years, the lack of practical information has manifested in deeply tragic ways. At Hokkaido University, for example, seven students have passed away due to college drinking since 1984. Unfortunately, an eighth victim of acute alcohol poisoning passed away in July, 2013. As with many other college drinking cases in Japan, the media reported the official statement by the college, that “no one compelled the student to drink” suggesting that the incidents were the result of individual choice, rather than an institutional problem. Given the threat of such tragedies, what kind of practical information about drinking should be given to students and how should colleges manage the risk of drinking in Japan? The author who recently published *To you, a teenager who is about to hold a can of alcohol: twelve letters from Danshukai* explains the atmosphere of college drinking as “quiet hazing” and introduces examples of alcohol related policies and risk management tactics of colleges in North America.

Key words: Japanese college drinking, quiet hazing, risk management, alcohol, gateway drug, *Danshukai*